

第72回 道州制特別区域提案検討委員会

日時 平成29年12月19日（火） 14:00～15:40

場所 道庁本庁舎7階 共用会議室B

出席者

（委員）河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、岸本委員

（事務局）総合政策部地域主権・行政局 竹縄地域主権担当局長、山中地域主権課長ほか

〔事務局〕

定刻より少し早いのですが、佐藤委員と寺下委員が交通障害等で急遽欠席との御連絡が入りましたので、ただいまから第72回道州制特別区域提案検討委員会を開催させていただきます。

本日は、年の瀬の大変お忙しい中、皆様に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、総合政策部地域主権課長の山中でございます。会長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、総合政策部長の佐藤が出席して皆様に御挨拶をさせていただく予定だったのですが、急遽、外せない用務が入ってしまいまして、この場に来られなくなってしまいました。大変申し訳なく思っております。

開会に当たり、佐藤に代わりまして、局長の竹縄から一言御挨拶を申し上げます。

〔事務局（竹縄局長）〕

皆様、お疲れさまです。

第6期となる道州制特別区域提案検討委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、このたびの委員就任を御快諾いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律が施行されてから、本年でちょうど10年となります。この間、本委員会の答申に基づきまして、国に対して33件の提案を行い、そのうち全国展開されたものを含めると23件を実現することができました。

こうした成果、さらには、地方分権改革に関するその他の取組などによりまして、地域の自主性、自立性は一定程度高まったものと評価できますけれども、その一方で、北海道においては、人口減少と少子高齢化が全国を上回るスピードで進み、地域経済の停滞が懸念されるなど、新たな課題も生じております。

こうした中、道といたしましては、北海道の自立的な発展と分権型社会の更なる進展に向けて、全国で唯一、北海道にのみ認められている道州制特区推進法の仕組みを引き続き

有効に活用していくことが重要であると考えております。

このため、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野の識見から御指導や御助言をいただくことはもちろんですが、道内経済の活性化や道民生活の利便性の向上という見地からも活発な御審議をいただくことを心からお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔事務局〕

本委員会は、北海道道州制特別区域推進条例に基づき設置され、これまで5期、延べ10年間にわたり審議を重ねてまいりました。

このたび、皆様に委員への御就任を要請いたしましたところ、御快諾をいただきまして、本日から第6期の委員会を実質的にスタートさせていただき運びとなりました。

これから約2年間、道州制特区提案に関する御審議をお願いすることになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第3の正副会長選任に入らせていただきます。

北海道道州制特別区域推進条例第7条の規定に基づき、本委員会の会長及び副会長各1名を委員の互選により選出することとなっておりますので、この場で選出をお願いしたいと存じます。

会長、副会長の選任につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

〔太田委員〕

これまでの委員会の経緯もありますので、昨年度まで委員長を務めていただいた河西委員にぜひ会長をお引き受けいただきたいと思っておりますし、副会長は会長に御指名いただければ、ということをご提案いたします。

〔事務局〕

ただいま、太田委員から、会長には河西委員、副会長には会長が指名する委員、という御提案をいただきました。

皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

〔事務局〕

御異議がないようでございますので、会長は河西委員をお願いをしたいと思います。

それでは、河西委員には、会長席に移動していただき、引き続き、副会長の指名をお願いいたします。

〔河西会長は所定の席に着く〕

〔河西会長〕

ただいま、御指名にあずかりました河西でございます。

今期、また会長を務めさせていただくことになりました。微力ながら、道民のためにより良い提案をしていくために尽力するつもりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着席をさせていただきます。

先ほど、太田委員から、副会長に関しては会長から指名してくださいという御意見がありましたので、前期同様、引き続き菊池委員に副会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

[河西会長]

ありがとうございます。

それでは、菊池委員、副会長をよろしくをお願いいたします。

[菊池副会長は所定の席に着く]

[事務局]

続きまして、次第4の諮問に入りたいと存じます。

局長の竹縄から河西会長に、知事からの諮問書をお渡しいたします。

[事務局(竹縄局長)]

北海道道州制特別区域提案検討委員会会長様。

北海道知事高橋はるみ。

道州制特別区域基本方針の変更の提案について諮問。

北海道道州制特別区域推進条例第5条第1項の規定に基づき、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の道州制特別区域基本方針の変更の提案に関し、貴委員会の意見を求めます。

諮問の理由。

北海道では、将来のあるべき自治の姿としての道州制を展望して、地域のことは地域が決めることができる分権型社会の実現を目指す取組を進めています。

このような中で、平成18年12月に、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律が成立し、道からの提案に基づいて、国からの権限の移譲などを求めていく仕組みが法的に構築されたことから、この仕組みを有効的に活用して、本道の活性化や道民生活への向上に役立つ提案を国に行うため、道としての案の取りまとめに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

[諮問書の手交]

〔河西会長〕

謹んで承ります。

どうぞよろしく願いいたします。

〔事務局〕

それでは、以後の議事進行につきましては河西会長にお願いをしたいと存じます。よろしく申し上げます。

〔河西会長〕

第5期の委員会ではなかなか実績を上げられなかったのですが、この第6期の委員会においては何かしらの道州制特区の提案ができるように、ぜひともお知恵を頂戴したくお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って進めたいと思います。

本日は、第6期の初めての委員会ですので、まず、議事（1）の道州制特区の概要について事務局から説明いただき、当委員会の役割を改めて確認したいと思います。

続いて、本年6月の開催いたしました前回の委員会からこれまでの間に寄せられた道民アイデアについて、その第1次整理を行ってまいります。

最後に、今後、審議を進めていくに当たって参考となる事項について事務局から報告をいただき、情報共有を図ってまいります。

なお、本日の委員会は、15時30分の終了を目途に進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、（1）道州制特区の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局〕

今回の委員会は、第6期の初めての開催でございます。

委員の皆様全員が再任でいらっしゃいますので、道州制特区の制度、内容についての改めての御説明は不要かとも思いましたが、その目指すところとこれまでの成果について一旦振り返っておくことは、これから議論を進めていただく上で有益であると思われまので、少しだけお時間を頂戴して御説明させていただきます。

道州制特区推進法は、道に対して道州制特別区域基本計画を定めることを要求しております。当委員会で御審議いただく道州制特区提案は、最終的に、この基本計画にその内容を盛り込むことによって実施が可能となるものでございます。

基本計画そのものは分厚いものでございますので、この場では、その概要をまとめた資料1-1によりまして、道州制特区制度の現状とその目指すところを確認させていただきます。

資料1-1の1番、北海道道州制特別区域計画の目標の（2）では、北海道の現状と課題を掲げた上で、ア、北海道価値を最大限に活用、イ、地域の暮らしを支えるための基盤

の整備、ウ、広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進、の3点が求められているとしております。

その上で、(3)道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組ですが、エ、今後の取組としまして、(ア)地方分権の推進、(イ)行政の効率化とともに、(ウ)北海道の自立的発展として、特にアンダーラインを引いた部分ですが、「今後も、道民からの意見などをもとに道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していく」としております。

2枚目に移っていただきまして、上の右側の3番に、北海道が広域的施策とあわせて実施する特定事務等とありますが、ここに、国から移譲を受けて実施する事務・事業が記載されております。今後、新たな移譲を受けた際には、ここに、その事務・事業が追加されることとなります。

少し飛ばしまして、7番の今後に向けてでございます。

(1)これまでの取組の主な成果についてですが、まず、ア、国からの移譲を受けた事務・事業について、一つ目の黒丸ですが、「効率的な執行が図られている」、それから「道民・利用者の利便性向上が図られている」のですが、二つ目の黒丸では、「権限の一部の移譲を受けた事務については窓口が依然として国と道に分かれていることや、財源の確実な措置を図るためのルールの確立などが課題」としております。

その上で、(2)道州制特区制度の有効活用に向けてですが、特に二つ目の黒丸で「本道の自立的発展につながる提案となるよう努めていく」ということ、それから、三つ目の黒丸では「道州制特区制度の一層有効な活用を努めていく」としてしております。

これまでの成果、すなわち実施した道州制特区提案については、資料1-2にまとめております。

当委員会からはこれまで6回の答申をいただいております、それに基づいて国に対して提案を行っております。国の対応の欄が網かけとなっていない部分、つまり白くなっているものは、北海道だけではなく、全国に展開されたものも含めて提案が実現したものでございます。

一方、網かけになっている部分は提案が実っていない、あるいは実らなかったものでございます。個々の提案項目の内容についての説明は、時間の都合上割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

〔河西会長〕

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に対して、御質問や御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

〔河西会長〕

先ほどお話があったとおり、皆様、委員としては再任なので、このあたりも十分御理解いただいていると思います。そのようなことで、特にないようでしたら、次の議事に移らせていただきたいと思います。

議事(2)は、道民アイデアの第1次整理についてでございます。

まず、前回委員会の審議結果を簡単に確認しておきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局〕

お手元の資料2になります。

前回の道民アイデアにつきましては、いずれも一旦検討を終了することといたしました。特に、鹿生肉の輸出手続の簡素化を一旦検討終了とする理由については、事務局案を修正することとし、その内容は河西会長への御一任ということといただいております。

事務局では、この審議項目をお諮りした際に御意見をいただいております菊池副会長と岸本委員にも御相談させていただいた上で河西会長にお諮りし、最終的に2ページ目のおりに修正させていただきました。

修正内容について簡単に申し上げますと、食用に供する肉の輸出は、輸出相手国の定める条件を遵守することが必要であって、国内法だけの問題では解決しないこと、さらには、検疫措置が自由貿易に与える影響を最小限にするために、国際的なルールが設定されており、例えば、非科学的な根拠に基づいて貿易を制限するなどの行為は、国際ルール違反となるという仕組みが既に存在することを理由として、アイデアそのものは道州制特区提案にはなじまないものの、国内における野生のエゾシカ肉の利活用にかかわる法令のあり方については、必要に応じてこの場でまた御審議いただきたいという形で整理させていただいております。

以上でございます。

〔河西会長〕

ありがとうございました。

前回の委員会の審議結果の概要については以上のとおりでございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〔河西会長〕

ありがとうございます。

それでは、道民アイデアの第1次整理に入ります。

第1次整理の進め方ですが、まず、事務局から検討項目に関する説明を受け、それについて委員の皆様には質疑、意見交換等を行っていただきます。その後、その時点で一旦検討を終了するか、さらに議論を深めるために分野別審議に進めるか、その対応方法について結論を得ることといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、検討項目の一つ目、保育士資格を有しない者の保育従事について、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局〕

保育士資格を有しない者の保育従事につきまして、資料3、参考資料1、参考資料2に基づいて御説明させていただきます。

アイデアは一般の道民の方から寄せられたものでございます。

まず、資料3を御覧ください。

アイデアの概要でございますが、「保育士不足によって、現役の保育士は長時間労働を強いられている。例えば子育ての経験のある女性については、保育士の資格がなくても保育の仕事に従事できるようにしてはどうか」というものでございます。

事実関係の整理に入る前に、まずは議論の前提として、そもそも保育を行うのに資格は必要かという問題があるかと思えます。誰でもいい、資格なんか要らない、という考え方もあるかもしれませんが、この点について、道では、保育は、本来専門的知識と技能を有する保育士が行うことが原則と認識した上で、事実関係の整理をさせていただいております。

まず、一つ目の丸ですが、保育所におきましては、次の基準に従って保育士を配置しなければならないこととされております。

すなわち、0歳児については乳児3人につき保育士1人以上、1・2歳児は6人につき保育士1人以上、3歳児は20人につき保育士1人以上、4・5歳児については30人につき保育士1人以上をそれぞれ配置しなければならないこととされております。ただし、一つの保育所には最低2名の保育士が必要です。

保育士不足や待機児童問題が全国的な課題となっているところは御承知のとおりかと存じます。ここで、参考資料1を御覧いただきたいと思います。

折れ線グラフは、道内の有効求人倍率を全職種の計と特に保育士について示したものです。職業計では概ね1.0倍前後で推移しておりますが、保育士については、波はありますが、大体1.5倍前後で推移していることがわかります。

確かに、保育士不足が顕在化しているといった背景の中で、資料3に戻って二つ目の丸でございます。

待機児童問題等への対策として、従来の保育所による保育に加え、家庭的保育事業や小規模保育事業などの新しい保育形態が、近年、法制化されております。

三つ目の丸に移っていただきまして、家庭的保育事業ですが、これは文字どおり保育者

の自宅などで行う保育です。この場合、保育することのできる乳幼児の数は3人以下とされているのですが、子育て支援員と通称される家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下と人数が緩和されます。

また、保育所ほどの規模ではないものの、家庭的保育事業よりは規模が大きい小規模保育事業についても、保育士の一定割合を子育て支援員で代替することが認められております。なお、子育て支援員として活動するためには、国が定める内容の研修を修了することが必要で、研修は自治体あるいは自治体の指定を受けた事業者が実施します。

四つ目の丸ですが、待機児童が発生している自治体に限った措置ではありますけれども、例えば、1日8時間を超えて開所している保育所などは、ほとんどがそうだと思うのですが、保育士も朝番、遅番といったようなシフト制を組むこととなりますので、この配置基準よりも多い保育士を実質的に確保することが必要となります。ただ、こうした場合には、その配置基準を超える部分の人数については、子育て支援員を保育士とみなすことができることとされています。

さらに、五つ目の丸ですが、保育士不足に対する取組として、保育士の賃金等の処遇改善、保育士を目指す学生を支援する奨学資金の貸付け、いわゆる潜在保育士と呼ばれている方たちの復職に向けた研修などが行われております。

こうした制度の根拠法令は参考資料2にまとめております。説明は割愛させていただきますが、適宜御参照いただければと存じます。

ページをめくっていただきまして、こうした事実関係を踏まえた上での第1次整理の対応方向案ですが、現状において保育士の資格を有していなくても、所要の研修を修了することで、子育て支援員として保育の仕事に従事することが可能となっております。

保育士不足の解消は、確かに喫緊の課題であると認識しているところですが、その二つ目の丸にあるとおり、こうした中でさらなる規制緩和を行うことは、保育士の処遇の改善を妨げ、その結果として保育士の確保がむしろ困難となることも懸念されるところでございます。

したがいまして、本アイデアについては、子育て支援員などの現行施策等によって一定程度既に実現していると言えますことから、一旦検討終了とするのがよいと考えますが、子育て支援に向けた国の施策の展開などを引き続き注視して、必要に応じて、当委員会において再度御審議いただくのがよろしいのではないかとということでお諮りいたします。

説明は以上でございます。

〔河西会長〕

ありがとうございました。

私から1点質問をさせていただきます。

待機児童問題に関して、全道で見た場合、非常に深刻な地域はどこなのか、そこではこうしたある種の規制緩和が有効な手段になり得るのかどうか、そのあたりについて事務局

としてはどのようにお考えでしょうか。

〔事務局〕

道内の地域別の待機児童の状況については、今、資料等を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。後ほど、何らかの形で提供させていただきたいと思います。

また、先ほど申しましたとおり、北海道においては、潜在保育士の発掘などいろいろな取組を、今まさに道の保健福祉部のほうで一生懸命行っているところでございます。そこにお書きしましたとおり、まず、そういう施策の効果を見極める段階にあると認識しております。

〔河西会長〕

ありがとうございます。

うろ覚えで申しわけないのですが、私の記憶だと、待機児童の問題は札幌市内だけで、ほかはそういう問題はほとんどないということ聞いた記憶があります。そうしますと、札幌市においてこういう規制緩和があったことが、この提案があった一つの理由かと思えます。

ただ、一方で、札幌市でそういった子を抱えている保護者のニーズとしては、大切な子どもをしっかりと見てもらいたいということなので、保育士の資格がない方にどんどん広げていくことに対して、どれだけの保護者に納得していただけるのかというのは、個人的には少し疑問に思うところです。

以上です。

〔事務局〕

ただいまの説明で補足させていただきます。

手持ちの資料によりますと、平成27年10月1日現在で、待機児童が19市町で970人いるという状況となっております。

ただ、970人のうちのほとんどが札幌市であるとか、それ以外の市町村ではほとんどいないというような内訳については、今、資料を持ち合わせておりませんので、また改めて御説明させていただきたいと思います。

〔河西会長〕

わかりました。ありがとうございます。

〔菊池副会長〕

子育て支援員の説明がここでされていますけれども、この方の提案を読んでいると、子育て支援員の制度でほぼカバーできているのではないかと思います。

子育て支援員となるためには研修を受けなければならないということですが、これは難度が高い話ですか。また、そういう方は結構いらっしゃるのでしょうか。

〔事務局〕

難度が高いのかどうかは正直わかりかねますが、いわゆる資格試験などではないです。つまり、研修を受けることによってこの資格が得られるという意味では、比較的門戸が開かれている制度だと認識しております。

なお、さらに申し上げますと、例えば、何の資格もない、あるいは子育て支援員の資格もないという方であったとしても、プラスアルファの人材、つまり保育士の代替要員ではないですが、保育を補助する者として保育の現場で働くことは可能です。インターネットの求人情報などを見た限りですが、実際に、そういったプラスアルファの補助者としての求人も多く見られるところです。

〔菊池副会長〕

子育て支援員は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

〔事務局〕

申し訳ございません。子育て支援員の人数については把握しておりません。

〔菊池副会長〕

わかりました。

この方がおっしゃっている、保育士の資格がなくても保育の仕事に従事できるようにしてはどうかという言葉だけを捉えると、子育て支援員という制度があるということであれば、既にある程度解消されていると考えられますね。

〔事務局〕

はい。

〔菊池副会長〕

もし知らないとしたら、宣伝不足というところがあるかもしれないですが、既に解決されている話なのかと思いながら聞いていました。

〔岸本委員〕

アイデアを提案された方が、一体何を御要望されているのかがいま一つつかめません。

長時間労働を強いられているということですが、8時間以上の場合は保育士を追加で入れなければならないことについては、制度的に手当がなされているわけです。この制度がうまく利用されていないのならば、今後、もっと積極的に使うことによって、長時間労働による保育士の負担軽減を暫定策ではあっても図っていくことができるのだらうと思います。

他方、この提案の趣旨がいま一つ読めないのですが、8時間以上云々というところだけを言っているのか。例えば、8時間以内の勤務であっても、乳児3人について1人以上の保育士が必要で、その補助員がいれば5人までいけると。ただ、預かることのできる子ども

もの数には基準があるわけです。だから、長時間労働という言い方はしているけれども、事実関係の整理のところにある0歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児というところにおける保育士の設置基準が厳しくて、これが長時間労働であればなおのことで、とにかく大変なのだ。だから、規制をもう少し柔軟にして、保育士の資格がない人でも保育の仕事に従事できることにすると。

これが認められるかどうかはともかくとして、もしこういう規制が一部緩和されれば、この間、保育士さんが休みをとれたり、少ない人数の中でやりくりができるようになる、それを言いたいのかなと思うのです。

そう考えると、事実関係の整理のところには挙がっている基準ですね。これは、北海道の条例で定められているわけですが、問題となるのは、地方公共団体に立法裁量がある中で、北海道がこの条例の基準を、法律の規定との関係でどの程度で定めたのかというところです。

これは、児童福祉法に関するもの、安全基準ですから、条例という形式はとっていても、各地方公共団体が好き勝手に、それでは緩めましょうということにはおそらくならないのではないかと思うのです。

仮に、今、私が申し上げた長時間労働、8時間以上云々ではない部分で、保育士の大変さを何とかしてくださいということだとしたら、北海道条例第47条第2項でいうところの保育士設置基準には、法律上、弾力的な運用の余地がどの程度あるのか。

これによって、場合によると、条例の改正——だからといって、保育士の数が少なくなればなるほど、逆に言うと安全性の問題が出てきますので、安易にやれという意味ではないですが、やるかどうかはともかくとして、この設置基準に北海道が自由にできる余地がどの程度あるのか、ここは確認する必要があるように思うのです。このあたりについてはいかがでしょうか。おそらく、余地はないのではないかと思います。

〔事務局〕

児童福祉法で定めているものは、いわゆる参酌すべき基準でして、国が定めた基準を参酌しながら条例で定めることとされています。これが法律の仕組みでございまして、今申し上げたゼロ歳児3人につき1人、あるいは6人につき1人とか、20対1というところは国の基準と同じでございまして。

ただ、例えば、四つ目の丸にあるような8時間を超える場合のみなし規定、保育士の一部を子育て支援員によって代替することができるというのは、まさに道が国の基準よりも上乘せといいますか、緩和してやっているところでございます。

ですから、まさに参酌すべき基準がある中で、地方でどこまでそこを上乘せして変えていくかということになるかと思いますが、例えば、北海道は、8時間以上の勤務について緩和をしているといった実態にはなっております。

〔岸本委員〕

ということは、独自基準として、みなし規定を条例でやっているわけですね。

[事務局]

はい、そうです。

[岸本委員]

3人につき1人以上というところを子育て支援員がいれば5人までがいい、というのも北海道が独自にやっていったのですか。

[事務局]

これも、そうです。

[岸本委員]

これも、参酌しながら北海道が独自にやっているということですか。

[事務局]

はい。

それから、参考までにですが、北海道でさらに上乘せしているものとしては、先ほど申し上げたとおり、一つの保育所につき2人を下ることはできない、つまり、最低2人必要だということだから、乳児が3人しかいない保育所が仮にあったとしても、そこは、2人いなければならなくなるわけですが、2人のうち1人分については、子育て支援員で代替することができます。これも北海道が上乘せとしてやっているところでございます。

[岸本委員]

これは、北海道の自治事務ですか。

[事務局]

そうです。

[岸本委員]

これは、条例ですものね。

[事務局]

はい。

[岸本委員]

8時間を超える部分について、子育て支援員を保育士とみなし得るということですが、必置されなければいけない保育士も結局は8時間勤務を超えるので、状況が改善しないということがあるかもしれません。そこをどうするかという問題が1点あります。

それから、8時間以内においても、おそらく、乳児だけを見る専属の保育士はいないはずで、乳児を見たと思ったら今度は児童を見て、というような労働条件の厳しさを改善

するために、保育士の資格を持っていない人が保育士とみなされれば、場合によっては保育士が休めるということもあるので、これはおそらく二重の要求なのだろうと思います。

この要求を受けて、条例を使ったみなし制度を更に拡充するのか否か。一方、拡充をして、仮に事故が生じて北海道は賠償責任を負えという裁判になったときに、それを負うだけの覚悟があるのかというところでの比較衡量があると思います。

現場の状態、また、この要望がどういう趣旨なのかは、この3行ではなかなかわかりにくいところがあるので推測で話しているところはあるのですが、これ以上緩めるかどうか、でしょうね。

いずれにしても、権限移譲の問題ではないということですか。

〔事務局〕

岸本委員がおっしゃるとおり、保育士に関する道の施策をどのようにするかというところが大きいと思います。

〔菊池副会長〕

子育て支援員として従事するために、国が定める内容の研修を受けるということがあります。道の規定では子育て支援員を保育士とみなすことができる、という説明がありました。

今話になっているように、子育て支援員の制度が十分に利用されていないと仮定したとき、それを無理やり権限移譲として考えるとすれば、本当に想像の世界になってしましますが、国が定める内容の研修の難度といったハードルの高さなどを道が設定することができるようにすると考えられなくもないけれども、状況がわからない。この内容は国が定めているので、無理に解釈したらそういうことがあるのかと思いました。

〔河西会長〕

ありがとうございます。

今まで、岸本委員と菊池委員からそれぞれ御意見が出されましたが、今回の結論としては、第1次整理の方向案として事務局からは一旦検討終了となっています。

その一つ目の理由として、これまでの特例措置などである程度カバーできるのではないかとということと、二つ目の理由として、こういった規制緩和を進めると本職でやられている保育士の処遇改善の妨げになるのではないかとということが挙げられております。

この点について、一旦検討終了することに関する御意見、そして、その理由に関して何か御意見はございませんか。

〔菊池副会長〕

丸の2つ目の保育士不足の解消のところは、読み方によっては既得権益とも読めますので、こういう書き方が必要かどうかということと、もう一つは、その上のところに書かれています。子育て支援員の特例制度によって拡充されているということですので、回答

として、ここで全てをうたっているのではないかと私は思います。

二つ目のところは、教育界ではよくありまして、個人的にはどうなのかと思いました。

〔河西会長〕

ありがとうございます。

実際に、先ほど事務局から説明があったとおり、保育士の資格を持っている方々の処遇改善に関してはいろいろと取組がされていますね。ですから、今回、規制緩和をするからといって、そういった政策の推進がとまるかということ、多分、そうではないと思います。

ですので、今、菊池副会長がおっしゃったように、最初の丸の理由だけでも問題はないのではないかと個人的に思います。

〔岸本委員〕

二つ目の丸についてです。

保育士の処遇改善を妨げるということだけを前面に押し出すわけにはいかないのではないかとこの副会長の御意見を踏まえるならば、更なる規制緩和を行うかどうかに当たっては、保育の現場における安全性の確保の観点からも総合的に考える必要があるし、同時に、安易な規制緩和が保育士の処遇改善を妨げる可能性もあるというふうに両方をとるのであれば、そのほうが良いと思います。

1番目と3番目は、つなげれば良いのではないですか。

要するに、子育て支援員制度が認められているから一旦終了とするけれども、今後、更にその状況を見ながら、場合によると再度審議するという形で未来の可能性を残しますというように1番目と3番目を結びつけると良いと思います。

問題は、二つ目の丸をどのように書くかではないかだと思います。これは、完全にどうにもなりませんという突き放した書き方はしないほうが良いケースだと思います。

〔菊池副会長〕

この文字列でいえば、「更なる」という言葉なのか、今、岸本委員が言われた「安易な」という意味なのか、そこら辺の言葉にちょっとした違いがあると思います。おそらく、この人は規制緩和されていると思わないでこれを言っているわけですから、この現状認識のところではステージが違うと思います。「安易な」というのは刺激的な言葉かもしれません。

〔岸本委員〕

言葉の使い方が難しいところなのです。この提案者のお立場からするならば、喫緊の課題ではあるけれども、保育の現場における安全性の観点等に鑑みると、規制緩和をどこまで進めるべきかについては、より多角的な、慎重な判断も必要なところであるという形にしたほうが良いのかもしれない。

また、こう言うては何ですが、保育士の処遇改善を妨げるというマイナスの効果がある

というのは間違いがないことなので、それにどの程度やんわりと触れるかです。

これをぱっと見たら、おそらく保育士の観点かと思うので、悪い気はしないのではないかと思うのですが、いろいろな方が見られますので、そのようにしたほうがよろしいと思います。

〔河西会長〕

アイデアの概要のところに「現役保育士」とありますが、その方が長時間労働を強いられていると。そうすると、岸本委員がおっしゃるように、この提案者というのは保育士の方の可能性ががあります。

〔岸本委員〕

その可能性が高いと思います。そうすると、保育に従事する方の人材の確保がむしろ困難になるというのは、本当は保育士の資格を持つ方が大前提で、理想としては全員がそうですという言い方になりますので、気分を害されないとは思いますが。

むしろ、もし書きづらかったら2番目を消したほうがよいと思いませんか。

〔菊池副会長〕

言葉の問題ですね。「質の高い保育」と書くということもあると思います。

〔岸本委員〕

「安易な」というのが強いのです。

あなたの提案は、安易な規制緩和論だと読まれるのもまずいです。ただ、保育の現場からすると、悲鳴が上がっているのだというところはこちらも十分理解しなければいけないところですね。難しいですね。

〔河西会長〕

むしろ、潜在保育士の方々を引っ張ってこられるだけの処遇改善がきちんとされれば問題は無いはずなのです。

〔岸本委員〕

あまり刺激的ではなく、誤解を生まないような文章をとりあえず考えて、無理であれば2番目はやめるというのはどうですか。

先ほど、「安易な」と言いましたけれども、その書き方はやはりまずいですね。

〔菊池副会長〕

そうですね。

〔河西会長〕

太田委員と岡田委員からはいかがですか。

この二つ目の丸の理由は必要か、必要ではないか、それから、必要であったとしたら、

この文章でいいかどうかというところはいかがですか。

〔太田委員〕

もしかすると、男性がこれを御提案されたのであれば、2番目は少しきつい書き方になりますので、もし何かひっかけのある言動を懸念されるのであれば、なくてもいいかと思えます。

〔菊池副会長〕

この2段目の丸の記述ですが、何かひっかかると思ったのは、保育士の処遇改善等ということだけで書かれておりまして、保育の質の向上を含めて2段書きにすると、ちょっとマイルドな感じになると思います。

質の高い保育と保育士の処遇改善という言い方をするのであれば、先ほど安全確保という話が出ていましたけれども、ユーザ側の視点として規制緩和は容易にはできないという趣旨を書き加えたらいかがでしょうか。

そのように、多少マイルドにまとめていただくことを会長一任でお願いしたいと思えます。

〔河西会長〕

わかりました。では、事務局のほうで、今の議論を踏まえた上で文章を考えていただきたいと思えます。

〔事務局〕

承知いたしました。

〔河西会長〕

よろしく願いいたします。

それでは、確認なのですが、今回の保育士資格を有しない者の保育従事に関しては、一旦検討終了ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

〔河西会長〕

ありがとうございます。

それでは、続いて、検討項目の二つ目の都市計画税の用途拡充について、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局〕

都市計画税の用途拡充について、資料4、参考資料3、参考資料4に基づいて御説明させていただきます。

資料4を御覧ください。

アイデアの概要ですが、現行法は、都市計画税の用途を都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に限っているが、これを改め、例えば、都市計画事業として認可された都市施設の維持管理費に充当することを可能としてはどうかというものです。

事実関係の整理にまいります。

都市計画税については、毎年、固定資産税とともに納めていらっしゃるが、その内容をよく御存知の方も多いと思うのですが、改めて、そもそも都市計画税というのは、一つ目の丸にございますとおり、都市計画法に基づく都市計画事業又は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の費用に充てるため、市町村が課税する目的税でございます。

二つ目の丸の、都市計画法に基づく都市計画事業とは、都市計画法の規定による認可なり承認を受けて行う都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業を言います。都市計画施設とは、具体的には、そこにあるとおり、道路、都市高速鉄道、公園、緑地、水道・電気ガス供給施設、学校、下水道、図書館などを指します。

三つ目の丸ですが、その都市計画税を課税するか否か、課税する場合にその税率水準をどの程度にするかについては、土地や建物などのいわゆる課税上の評価額の0.3%の範囲内で市町村が自主的に決定することができます。

四つ目の丸ですが、都市計画税収を充てることのできる都市計画事業というものは施設の新設、改修、更新に限定されており、保守、点検、清掃等の維持管理費はその範囲に含まれないということになっております。

最後の丸ですが、平成27年現在、道内では57の市と町が都市計画税を課税しています。道内自治体の課税の状況は参考資料3に、また、関係法令については参考資料4にまとめております。説明は割愛させていただきますので、適宜、御参照いただきたいと思います。

資料4に戻っていただきまして、以上を踏まえた上で、都市計画税を維持管理費に充てられるようにしてはどうかということについての対応方向案になります。

過去に道州制特区提案として、企業立地促進法に基づく促進税制に関して、一つ目の丸の3行目の終わりぐらいから4行目にあるとおり、課税特例の適用対象業種を、条例により地域が独自に決定することを求めたのですが、これについては、「企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討」ということで、国からは示されております。

今回の提案は、税制のあり方を変更するという点で、過去の提案と同種のものであると言えます。

さらに、二つ目の丸ですが、公共施設の維持管理費については、一般的に地方交付税措置がなされております。ですので、仮に本提案が実現して、都市計画税の維持管理費への充当が可能になれば、それでは地方交付税措置はもう要らないよねという議論が出てくることは当然予想されるところでございます。

したがって、三つ目の丸ですが、本件は、都市計画税の充当先という点だけを切り

取って扱われるべき問題ではなくて、道州における税財政制度のあり方という枠組みの全体の中で検討されるべき問題であると考えます。

したがって、当委員会においては、一旦、本棚にしまっていて、今後の情勢の推移の中で、必要に応じて再度御審議いただくことが適当ではないかと考える次第でございます。

説明は以上でございます。

〔河西会長〕

ありがとうございました。

第2回の提案で、企業立地促進法に基づく権限の移譲にかかわる課税特例の話が出て、継続検討とされているということですが、その後の動きはどうなっているのですか。

〔事務局〕

税の部分は、道州制本体の議論がだんだん深まっていけば、当然、税という問題も議論せざるを得なくなると思うのですけれども、入口からまだ深く行っていないというのが全国的な状況です。ですので、税の問題にまではまだ言及したものはないというところです。

また、各道州に別れた場合、例えば北海道などは一つの道州とみなされていますので、道州、道として税源が足りなくなることが見込まれています。そういった場合は、ほかの州から水平調整が必要だという議論はありますけれども、個々具体の税の費目についてどうするのかという議論はまだ深まっておりません。

〔河西会長〕

そこまで行きついていないということですね。

〔事務局〕

はい。

〔河西会長〕

わかりました。ありがとうございます。

〔岸本委員〕

維持管理費に充当することを可能にしたいというのは、要するに、地方交付税措置が講じられているはずの施設の維持管理費用が足りないから、都市計画税として徴収したものの中から一部を、これも柔軟に充当することを認めたほうがいいのではないかとということですね。

〔事務局〕

そうです。

〔事務局〕

補足ですが、このアイデアもいわゆる道民一般の方からのものでございまして、そういう意味では、いわゆる市町村なりの税財政の状況をつまびらかに理解した上での提案というわけではないと勝手ながら思っているところでございます。

〔岸本委員〕

ということでしょうけれども、かなり調べたはずですね。

というのは、「土地区画整理事業に基づき行う土地区画整理事業に要する費用に限って」というように、これはかなり勉強して……

〔事務局〕

アイデアの概要については、こちらである程度加筆いたしました。いただいたアイデア自体は、もうちょっとシンプルな記載ぶり、一言一句同じというわけではありません。

ただ、都市計画税が維持管理費に充てることができないというのは事実で、そこは提案者の方も御存知で、それをできるようにしてはどうかということでした。もう少しシンプルな表現でありましたが、核はそういうことでございます。

〔菊池副会長〕

趣旨がよくわかりません。維持管理費は出ていると思いますけれども、それでも足りないということでしょうか。

でも、せっかく提案をいただいたので、無理くり考えてみると、例えば、北海道らしい何かをやっていくとしたら、今、除雪などについては、自治体の負担がすごく大きくなっていますので、維持管理費の中に除雪項目があると自治体が大変助かるということでしょうか。

無理くりな読み方もできなくはないと思います。でも、そういうことを言っているわけではないのですよね。そんなことぐらいしか感想が出てきません。すみません。

〔河西会長〕

ありがとうございます。

そこまで調べていらっしゃるかどうかはわかりませんが、この都市計画税が、いわゆる都市計画事業として認められた施設の新設の改修、更新に充当されていて、かなり使われているということよろしいのですか。

〔菊池副会長〕

使われているのですね。余ってはいないのですね。

〔事務局〕

当然、税込だけでは足りなくて、大規模な建設改良工事などもあるものですから、起債を充ててやっていると思われまます。

〔河西会長〕

そうすると、もし維持管理費にも充ててくださいといっても、既に改修というところに充てられてしまっていて、財源はないという状況ですか。

〔事務局〕

通常はそう考えられるのですが、一定程度インフラが進んでいる昨今なので、もう新設、改良があまりないという自治体も中にはあるのではないかと思います。

逆に、そうした場合は、目的税なものですから、今の税率がその自治体にとって妥当なのかという別な議論が発生してくると思います。

〔岸本委員〕

理由づけが難しいですね。当たり障りなく、さらりと書くしかないのではないのでしょうか。

要は、都市計画施設の新設、改修、更新、保守点検、清掃等の維持管理費用を含む一連のものについては、都市計画税制度のみならず、さまざまな法制度の総合的な役割によって整備、維持、管理されているところという感じで書いてみてはいかがでしょうか。

維持、管理については、現行法制度においては、地方交付税措置を使うというのが制度基盤になっているところなので、その維持管理に都市計画税を充てるということも一つの提案として考えられなくはないですが、他方、都市計画施設の新設から改修等に至るまでの一連のプロセスの中で、何をどう使っていくのかは、総合的な他の施策、法制度との調整が必要であると思います。それゆえに一旦終了とし、必要に応じてやります、と言うしかなさなような気がします。

せっかく提案して下さっているわけですから、維持管理費については、地方交付税措置があるからいいではありませんかと1行で終わるわけにはいかないと思います。そうかといって、都市計画税は、維持管理費に充てるには微々たるものです、とも言えません。さらりと書いたほうがいいと思います。

〔河西会長〕

そうですね。

〔岸本委員〕

この提案は、将来の制度設計としてはないわけではないと思うのです。0.3%の上限のうち、これだけは維持管理に使っていいと法制度が変わっていくということもないことはないのです、全くおかしい提案ではないと思います。

ただ、今、これだけをいじれば何かが変わるというものでもありません。逆に言うと、国からすると、認めていいけれども、その分の地方交付税は削減すると困るケースではあると思います。そんな感じで、一案として、今後の法制度の改変の中の一つの施策として承ってみましたということでもいいと思います。

〔河西会長〕

今の御意見を踏まえて、事務局で文案を考えてください。

〔事務局〕

わかりました。

〔河西会長〕

対応の方向として、一旦検討終了ということによろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

〔河西会長〕

ありがとうございます。

〔菊池副会長〕

これは、普通のまちではいくらぐらいの財源になっているのですか。

〔事務局〕

参考資料3に、道内の都市計画税徴収市町村及び税率を示しています。例えば、札幌と中標津は、額自体が相当違いますし、対象となるべき施設や物など課税客体もかなり違ってきますので、何パーセントということは一概に言えないと思います。

〔菊池副会長〕

額として、例えば、3,000万円なものなのか、3億円なものなのか、どこかに……。

〔事務局〕

それは、お調べすれば出てきます。

〔菊池副会長〕

岸本委員がおっしゃったことはもっともだと思いました。例えば、都市計画では、今までは、保守、メンテナンス等に関するの財源などはどこから出るということで計画を立てていますね。それを、将来はこの中から出していくというのは、あながち、おかしな話ではないだろうとは思いますが、そういうものに該当する税額なのかどうか、さっぱりわかりません。

〔岸本委員〕

提案者は、何でもかんでも都市計画税でつくるだけつくって、後のことは考えないというような税の使い方、そういう制度というものはまずいというふうに思って、これからは、今あるものを維持していくというところに都市計画税を使っていくべきではないかという主張だったとするならば、その主張はおかしくないのです。

これから人口減少社会でいかにコンパクト化しようかというときに、何でも箱物をつく

ればいいというわけではないという趣旨の可能性もあります。先ほどありましたとおり、札幌の場合と中標津の場合では状況が違いますので、自治体が自主的に決めていくという観点は確かに必要であろうと認めます。

ただ、今、これをそれだけで持っていくのは、ちょっとまずいのではないかとこのころがあると思います。

〔河西会長〕

都市計画税が都市計画事業の新設だけではなくて改修というところに使われている、その改修の前段として維持管理は必要だから、そこに使われても不思議ではないのです。

ただ、今、岸本委員がおっしゃっているように、地方交付税で交付金をもらっているのに、更にここからといういろいろと問題があるから、その整理に関しては、将来への含みを残した上で……。

〔岸本委員〕

これだけをどうするかというところでは結論が出ない。いろいろな問題があるから、将来の制度設計、地方交付税制度との絡みを含めて議論をすることを前提に、今回に関しては一旦検討終了という形にしたほうがいいのではないかと思います。私は、提案の趣旨は、決してとんちんかんとは思いません。

〔河西会長〕

道州制特区の非常に重要なポイントとしては、我々が納めている税金を我々の考え方でどう使っていくかというのも非常に重要なポイントなので、今、岸本委員がおっしゃったような形で、含みを残した形の一旦検討終了ということで文案を考えていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、議事（3）のその他に移ります。

事務局から報告事項が2点あるとのことですが、初めに、①の地方分権改革に関する提案募集の概要についての報告をお願いいたします。

〔事務局〕

地方分権改革に関する提案募集につきまして、資料5に基づいて御説明させていただきます。

その前に、まず、なぜこの制度をこの場で説明させていただくかということでございますが、会議の冒頭、竹縄からの挨拶にもございましたとおり、道州制特区制度ができてから10年が経過しておりまして、この間の変化として、制度の創設時には存在しなかった新たな制度、国に権限移譲等を求めることのできる新たな制度が生まれてきております。

この制度はその一つでございまして、そうした他の制度の内容を押さえておくことも今後の議論に有益であろうと考えましたことから、少々お時間を頂戴して御説明させていただきます。

この制度は、資料のタイトルである地方分権改革に関する提案募集の下にアンダーラインで記載しているとおり、地方、すなわち都道府県や市町村などの発意、提案に基づいて地方分権改革の取組を進めていくために、平成26年に導入された制度です。

提案の対象は、資料左上のボックスにございますとおり、国から地方公共団体への事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和となっているところです。

提案に当たっては、右上のボックスの留意事項にありますとおり、提案の効果とともに支障となっている具体的な事例を明示することが求められます。

提案の流れについては資料の中段になります。提案に当たり、国は提案しようとする団体と事前相談を行って、提案の具体的な中身を固めて内容に磨きをかける作業を行います。

提案を行った後は、事務局を務める内閣府が調整役となりまして、関係省庁からの回答とそれに対する提案団体からの見解の提出というやりとりを重ねていきます。

最終的には、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部において対応方針を定めて、所要の法律案を地方分権一括法として国会に提出することとなります。

なお、この制度はいわゆる特区ではございませんので、認められた提案は、提案を行った団体のみならず、基本的に全国で適用されることとなります。

一番下の道の取組状況の真ん中、規制緩和のところですが、本年度には、道からの提案として、現行法は教育委員会の所管とすると定めている博物館法に基づく登録博物館について、首長が総合的に施策の展開を図るために、所管する部局を条例で決定することができるようにするという提案を行っております。

その他、権限移譲のところがございますとおり、現在、都道府県の事務となっている特別児童扶養手当に係る監査権限等や生活保護に関する審査請求に係る裁決権限、特別支援教育就学奨励事業等に関する事務について、事務の一元化を図るために指定都市へ移譲するよう、他府県などと共同して提案を行っております。

この他、道内においては、本制度の活用が全国的にも少ない状況となっていることから、先月には当課が主催して、内閣府の職員を講師に招き、道及び市町村職員を対象とした説明会、研修会を開催しております。

説明は以上でございます。

〔河西会長〕

ありがとうございました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

〔河西会長〕

それでは、何かありましたら、事務局のほうに直接御照会いただければ回答をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、報告事項の②関西広域連合の取組について御報告をお願いいたします。

〔事務局〕

関西広域連合は、関西圏の府県と政令市が地方自治法の規定に基づいて設立した広域連合でございます。複数の府県が広域連合を形成している例は全国でもここだけとなっております。

そこで、事務局では、先月、何かヒントがないかということで、関西広域連合の取組を参考とするために訪問させていただきヒアリングを実施いたしました。この場をお借りして、その概要について御報告させていただきます。

資料6を御覧ください。

まず、1番目の関西広域連合の概要について御説明させていただきます。

関西広域連合は、中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる「関西」をつくり上げていくことを目指して、平成22年12月に設立されました。なお、広域連合はあくまでも府県の存在を前提として設立されておりまして、そのまま道州に転化することを目指しているものではありません。それを前提に立ち上がった組織ということでございます。

設立時の構成団体は滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、徳島の2府5県でしたが、後に関西圏の四つの政令市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、それから奈良県が加入しております。このほかに、隣接する福井県と三重県が連携団体となっております。

具体的な取組内容は、大きく次の3点に要約されます。

すなわち、①構成府県の圏域をまたぐ課題に対して広域的に対応、いわゆる広域事務です。そして、②琵琶湖・淀川流域対策や広域インフラのあり方など、広域的な政策の企画調整、それから、③関西を、東京と並ぶもう一つの核とすることを目指して、国出先機関の「丸ごと移管」、国の事務・権限の移譲に向けた取組の展開です。

関西広域連合構成府県の面積の合計は北海道の半分以下ですが、人口は4倍以上となっております。

広域連合の長は、設立当初から兵庫県知事が務めております。事務局の職員は全て構成団体からの出向者ということで、専従職員はいないということです。また、関西広域連合では、府県域を越える広域課題に対応するために、防災や医療を初めとする観光・文化・スポーツ振興などの7分野で、事業の一部を広域的に実施しているということです。

2ページ目をごらんください。ヒアリング概要でございます。

まず、道州制についての基本的認識ですが、これについては、平成26年に報告書が取りまとめられておりますが、その報告書が提起している問題意識は、道州制についての従前の議論は、都道府県の廃止・合併ありきであり、国出先機関や基礎自治体のあり方についても十分な検討を行うべき、また、全国で唯一の取組である関西広域連合の実情や仕組み

について十分な検証を行うべきであるといったものです。

関西広域連合では、さらに、今年の9月に、有識者等から成る広域行政のあり方検討会というものを設置しております、来年度には最終報告を取りまとめる予定とのことです。この報告を活用して、停滞ぎみの広域行政に係る議論を再び活性化していきたいと考えているということでございます。

次に、国出先機関の「丸ごと移管」に向けた取組ですが、残念ながら取組はあまり進んでいないということです。ただ、関西圏においては、いわゆる中央省庁の地方移転の取組を積極的に進めており、関西広域連合も調整等の任に当たっているということです。実際に、文化庁の京都府への移転を初めとして、いろいろと成果を上げているところかと思えます。

移譲を求める出先機関は、当初は五つほどあったそうなのですが、最終的に地方整備局・経済産業局・地方環境事務所の三つに絞ることとしたそうです。

それから、一番下の丸ですが、権限移譲を受ける仕組みとして、地方自治法では、広域連合は、その事務に「密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務」の移譲を要請できると定めているのですが、この「密接に関連」という要件をクリアするのが難しく、成果はなかなか上がっていないということでもあります。

以上が国の出先機関の権限についての話ですが、3ページ目の一つ目の丸にございまして、本府省の権限については移管を求めないということではなく、あくまでも広域連合にとって必要な権限を求めていくというスタンスであるということです。

なお、奈良県は、国の出先機関の地方移管に反対の立場とのことです。その背景は、現在の奈良県の地域は、明治時代には堺県と大阪府の一部となっていたことがあり、そのときに水害復旧事業の予算が十分に配当されなかった歴史があるということです。また、九州地方知事会においても、現在は停滞していますが、国の出先機関の受け皿となる組織の設立を目指す動きがあり、九州地方知事会とは情報交換を行っているということです。

次に、構成府県の圏域をまたぐ広域的な課題への対応についてです。

各府県がどの広域事務、どの分野を所掌するかについては、広域連合の設立時に決定された分担が現在まで踏襲されているということです。府県ごとの分担内容については、2ページ目の組織図に記載してありますので、後ほど目を通していただきたいと思います。

以下、続けます。

現在、資格試験や免許の分野で、新たに事務の追加に向けた準備を進めているということなのですが、七つある分野にさらに追加することについては具体的な検討には至っていないということです。

その広域事務の効果については、例えば、医療分野に関していえば、ドクターヘリの共同運行を実施した結果、域内では30分以内の搬送体制が実現しました。また、府県が単独でドクターヘリを飛ばすよりもコストが圧縮できるということで、一定の成果が上がっているということです。

構成団体の利害が対立する場合における対応についてですが、事務局において事務的に調整は行うのですが、最終的には、構成団体の長で構成される広域連合委員会が決定することとされています。

どういう問題で利害が対立するのかという点は、なかなか聞きにくいところではありましたが、例えば、昨今の話題でいいますと、地方消費税の配分方法として都市圏に有利な方法をとるか否かという点などがあると思います。

関西広域連合が国に対して権限を求めるためのツールとしては、事実上は、先ほど御説明申し上げた提案募集方式しかない状況です。しかしながら、これも先ほど言いましたとおり、提案に当たっては、具体の支障事例を挙げるのが求められるのですけれども、広域連合では実際の事務を行っていないので、具体の支障事例を挙げるができず、結果、思った成果が上がっていない、こういったジレンマがあるということです。

構成団体から自発的に提案項目が挙がってくるようなことはまずないので、関西広域連合として話を聞きながら、事務局案を取りまとめているということでございます。具体の支障事例の立証責任が地方の側にあるということが、現行の提案募集方式の一番の問題点であると関西広域連合では考えているということでございます。

最後に、ヒアリングを行っての、あくまで個人的な感想ということでお話しさせていただきたいと思います。

北海道と関西広域連合とでは道州制を目指しているかどうかというところでのスタンスの違いはあるのですが、広域行政を進めていき、地方の自主性・自立性を高めていこうという基本的な方向性に差異はありません。それゆえ、お互いに、地方分権・地域主権を巡る現在の停滞した状況を歯がゆく思っている点は同じと感じたところです。

道州制特区は北海道だけに認められた制度であり、その制度の活用を図っていくということは、我々事務局の職務と認識してはいるのですけれども、そう簡単なことではないということは、これまでの10年の歴史が物語っていると言えると思います。

これからは、関西広域連合など、全国の他の地域で同じような取組を行っている組織とも情報共有や連携を図っていくことも必要ではないかと思いを巡らせた次第です。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

〔河西会長〕

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して御質問があればお願いいたします。

〔菊池副会長〕

レポートをありがとうございます。こういうものがあるというのは、レポートをいただかないとわからないと思います。

まず、関西広域連合という名前がすごいと思いました。

この広域連合の今の一番のお仕事は何になっているのでしょうか。いろいろな目標が書

かれています。琵琶湖や淀川流域対策などということで、流域系の話は広域でやりやすい話かと思うのですが、これは、というものを一つお聞きしたいのです。

〔事務局〕

2 ページ目に組織図がありまして、事務局という欄に七つの広域事務が書かれています。関西広域連合としては、今現在、こういった事務を連合として行っています。なおかつ、各事務はそれぞれ担当する府県を設定して行っているということです。

先ほどの報告の中でも申し上げましたけれども、例えば、ドクターヘリの効果については、一緒にやったことによって経費の節減ができるということと、ヘリのいろいろな活用で効果が上がっているという話を聞いてまいりました。

〔菊池副会長〕

この図の右肩に広域連合委員会というものがあり、その中に広域インフラ検討会とエネルギー検討会というものがございます。

この中のエネルギー検討会で言うと、例えば、バイオマスエネルギーに関することであれば、一つの道と一つの発電会社、北海道電力ということで、今、さまざまな首長が系統連系等のエネルギー政策と基盤整備をしています。北海道電力は民間企業ですが、そこら辺に何か切り口がないのかと思いつつ見させていただきました。

全体を網羅する総合的な政策としてのエネルギー問題や流域の問題、広域観光の問題というのは、こういう広域でなければ取り組めない課題です。そういう意味では、鳥取県や和歌山県から見れば、北海道のほうがずっとやりやすいと思いつつ、大変参考になると思いました。ありがとうございます。

〔河西会長〕

ありがとうございました。

他に何か御質問や御感想などはありませんか。

〔太田委員〕

2 ページ目にありましたように、国の「丸ごと移管」ですが、これはいろいろな都府県なども検討されていると思いますし、今後も検討されていくと思います。北海道もいろいろと検討されているのかと思いますが、ほかの都府県でこういった「丸ごと移管」について強い動きがあるとか、北海道の中ではどういうところがいいという議論をしているセッションが道庁の中にあるのか、教えてください。

〔事務局〕

「丸ごと移管」を関西広域連合が要求しているのですけれども、同じように九州地方知事会という任意の団体がございまして、これは各県の集まりなので、やはり同じように「丸ごと移管」を当時は言っていました。

関西広域連合で要求してもなかなか認められてきていない状況もありまして、提案するとした場合、広域連合として国の権限を下さいという仕組みは地方自治法上あるのですが、地方自治法では国の事務に密接に関連したという表現が入っていることから、今現在、関西広域連合としてはその事務は持っていないという状況にありまして、地方自治法から国の権限をもらうということはなかなか難しいということになります。

そうであるならば、先ほど御紹介させていただいた内閣府の提案募集方式ということで、地方から国の権限をもらうという制度に乗っかって提案を続けているのですが、「丸ごと移管」なので、ある意味、法律の第何条に基づく何の権限ということではなくになります。丸ごとという提案なものですから、それに対しても、地方から提案するに当たっては、制度上の支障事例を説明していかなければならないという制度ですので、それもなかなか認められていない状況でございます。

道の中では、例えば、支分部局の「丸ごと移管」や開発局との統合、また、経産局との統合などを検討しているセクションはなく、唯一、この地域主権課で、道州制特区の一つの考え方として、平成16年にプログラムをお示しさせていただいております。当時、将来は二段階統合という言葉で説明させていただいたのですが、北海道の中にもいろいろな国の出先機関があり、将来道州となった場合には北海道と国の出先機関は一緒になるべきだが、ただ、そのためには、今の国の体制をそのままに道と合体するのではなくて、お互いに行政効率化を図るためにどういった事務を一緒にやるか、それから、職員の体制としてはどうかといったことで、スリム化、検討を重ねながら統合していくのが将来の道州のあり方としてはよいでしょうという議論を当時はしていました。ですので、具体的に、この関西広域連合がいつているような「丸ごと移管」をしてくださいとか、そういった提案はこれまでできていない状況です。

〔太田委員〕

今後、この委員会で何か特区提案ができるような議論ができるかどうかは、議論し尽くしている感があり、今後、玉を揃えるというのは少し厳しいのではないかという印象を持っています。

今後、この委員会として、どういう権限が移管されれば北海道はこのようによくなるというように、少し切り口が違うのですけれども、前向きな議論をこの委員会でさせていただけると、将来の北海道にとってお役に立てると思いました。

せっかくこれだけの専門家がお揃いなので、ぜひ前向きな議論をさせていただきたいと思えますし、その機会を与えていただけるとありがたいです。

〔河西会長〕

ありがとうございます。

その他の委員からいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

〔河西会長〕

それでは、本日予定していた議事は以上となります。

その他、事務局から何かございますか。

〔事務局〕

次回の委員会の開催についてですが、委員の皆様にご相談をさせていただきまして調整の上、改めて御連絡をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔河西会長〕

前回の委員会でも出ましたが、一旦検討を終了として棚に収めたものを、その後、状況が変わったということで、事務局でいろいろと引っ張り出して再検討したところ、やはり難しいというものが多く、今回も2件ぐらいしか上がってこなかったという状況です。

今後、本棚にしまったものをまた出してきて、これがいけるかどうかというのは事務局の中で御検討いただいて、ある程度揃ったところでこの委員会を開くお考えのようですので、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

以 上